



平成29年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月27日（水曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（3番・4番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			村長行政報告
			村長所信表明
日程第 3			一般質問
日程第 4	報告第 1号		平成28年度占冠村健全化判断比率の報告について
日程第 5	報告第 2号		平成28年度占冠村資金不足比率の報告について
日程第 6	議案第 1号		北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第 7	議案第 2号		北海道市町村総合事務組合理約の変更について
日程第 8	議案第 3号		北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
日程第 9	議案第 4号		辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 10	議案第 5号		占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 6号		平成29年度占冠村一般会計補正予算（第4号）
日程第 12	議案第 7号		平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 13	議案第 8号		平成29年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第 14	議案第 9号		平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 15	議案第 10号		平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 16	議案第 11号		平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（7人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	5番	山本敬介君		6番	五十嵐正雄君
	7番	佐野一紀君			

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	会計管理者	平岡卓
総務課長	多田淳史	企画商工課長	松永英敬
地域振興対策室長	野村直広	保健福祉課長	伊藤俊幸
産業建設課長	小林昌弘	林業振興室長	今野良彦
トマム支所長	平川満彦	総務担当主幹	蠣崎純一
職員厚生担当主幹	細川明美	財務担当係長	野原大樹
税務担当主幹	佐久間敦	企画担当係長	佐々木智猛
国保医療担当主幹	上島早苗	社会福祉担当主幹	高桑浩
介護担当主幹	木村恭美	村立診療所主幹	合田幸
農業担当係長	杉岡裕二	環境衛生担当主幹	石坂勝美
林業振興室主幹	鈴木智宏		

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕

（農業委員会）

事務局長 小林昌弘

（選挙管理委員会）

書記長 多田淳史

（監査委員）

監査委員	木村英記	監査委員	山本敬介
事務局長	小尾雅彦		

○出席事務局職員

事務局長 小尾雅彦 主 事 久保璃華

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

○議会運営委員長（五十嵐正雄君） 9月19日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日27日から28日までの2日間といたします。議事日程、日割については、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、3番、大谷元江君、4番、長谷川耿聰君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決

定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの2日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月28日までの2日間と決定しました。

---

### ◎諸般報告

○議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（小尾雅彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は報告第1号から同意案第3号までの18件です。議員提案による案件は意見書案5号から意見書案9号の5件です。

審議資料の2ページをお願いいたします。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページから3ページをお願いいたします。平成29年第4回臨時会以降の議員の動向は7月19日の上川管内町村議会議長会研修会から記載のとおりであります。審議資料の6ページから7ページは平成29年度6月分の例月出納検査結果です。審議資料の8ページから9ページは平成29年度7月分の例月出納検査結果です。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

○総務産業常任委員長（佐野一紀君） おはようございます。総務産業常任委員会の所管

事務調査にあたっての報告をいたします。まず、所管事務調査に関する調査報告（道内所管事務調査）ということで、次のとおり事務調査を実施したので報告いたします。記、1、調査期日。平成29年7月3日から4日。出席者、議会議員7名であります。調査地については、栗山町の農業振興公社及び札幌市であります。（1）については、栗山町農業振興計画（5か年）について、（2）新規就農の支援策について、（3）鳥獣被害対策の取り組みについて、（4）全道町村議会議員研修会は札幌市東札幌のコンベンションセンターで行っております。

調査報告のまとめであります。（1）栗山町農業振興計画（5か年）について。今期で4期目となる農業振興計画（農業ルネッサンス）の解説を受ける。平成6年頃から北海道産米の大幅な下落や農産物価格の低迷、農業所得の伸び悩みと負債問題が表面化し、全町体制で農家経営の健全化と地域農業の確立に動き出した。現在は、栗山町農業振興公社として農業全般に関する業務を担っている。

（2）新規就農の支援策についてであります。平成25年度から現在まで、約15組が新規就農者として受け入れられ、町の旧教員住宅を改修して対処している。地域における農業委員の協力体制も親身であり、受け入れ態勢には欠かせない存在である。

（3）鳥獣被害対策の取り組みについて。地域における鳥獣による農業被害は拡大傾向にある。エゾシカ対策は、町内に総延長95kmにも及ぶ侵入防護柵が設置されている。アライグマの捕獲状況は、年々増加し約480頭となっている。

（4）全道町村議会議員研修会。（1）慶應義塾大学経済学部教授、金子勝氏より基調講演をいただいております。内容については、

「トランプ政権と日本経済、地域経済への影響は」ということでもあります。二番目に、日本放送協会解説副委員長、島田敏男氏より基調講演。この内容については、「日本政治の昨日、今日、明日」という内容であります。

もう一部のほうをお願いいたします。これは村内の所管事務調査に関する調査報告であります。1、調査期日は平成29年6月28日。調査事項については、（1）上トマム村道災害復旧工事状況調査について、（2）上トマム民有林崩壊地状況調査について、（3）占冠村一般廃棄物処分場状況調査について、（4）中央避難道路現地調査について。調査経過は、調査にあたっては、村長・課長・各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、調査結果であります。（1）災害復旧工事は、概ね順調に進捗されており、地域住民にもダンプトラックの交通往来の周知がされている。トマム団体線の工区内法面にコンクリート柵の作工物があり、用途を究明し必要なければ撤去されたい。

（2）村で民有林伐採地の買い取りを検討されたい。公営住宅の住民の安全を確保するため、崩壊地法面の安全対策と伐採地の植林を検討されたい。

（3）①トマムリゾート責任者に対しての一般ごみ、分別方法の徹底を指導されたい。裏面を見てください。②ごみ減量化推進対策委員会委員にトマムリゾート関係者を加える検討をされたい。③今後、トマムリゾートに対しての応分の負担を協議されたい。④処分場の長期化を追求し、地域住民に対しても減量化を訴える対策を講じられたい。

（4）①村道東1号線を接点として、早期に工事着手出来るよう予備調査、測量を実施されたい。②計画・予算・保安林解除事

務・着工までのスケジュールを企て、判断材料の資料を9月末日までに準備されたい。以上で報告を終わります。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので行政報告をさせていただきます。まず、村長就任後初めての議会ということになりますけれども、緊張感を持って真摯に対応させていただきますのでどうぞよろしく願いをいたします。

それでは、審議資料の4ページをお願いいたします。まず、報告事項であります。1件でございますけれども、お手元に資料を配布させていただきましたので朗読をさせていただきたいと思っております。（1）村有地における不法投棄について。トマム地区の村有地2か所において不法投棄がありました。投棄場所につきましては、1か所目が占冠村字下トマム2267番4に冷蔵庫などの廃棄物、2か所目は占冠村字トマム829番24で、テレビ、ストーブ、グラスウール、炊飯器、音響機器などの廃棄物を土中に埋却していることが確認されました。

平成29年5月中旬、警察に不法投棄の情報提供があり、村は北海道とともに内偵調査の協力をしてまいりました。その後、警察による事情聴取が9月11日に行われ、9月13日から15日の3日間で、村及び関係機関立会のもと掘り起し作業を実施しております。掘り出された廃棄物は、現在、下トマムの一般廃棄

物最終処分場に仮置きしておりますが、適法に処理させるため北海道とその処分方法について協議をしています。

現在、警察が捜査中のため、情報の詳細は明らかでない部分もありますが、不法投棄のありました2か所の村有地について原状回復させるとともに、再発防止のため指導及び監視に努めてまいります。

次に2番、主な用務等でございますが、第4回臨時会以降の用務を記載させていただいております。9月6日以降、私が就任以降の用務等の記載となっております。3といたしまして入札1件の執行となっております。以上でございます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎村長所信表明

○議長（相川繁治君） 村長から所信表明のための発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） I、はじめに。平成29年第5回占冠村議会定例会の開催にあたり、村政執行に対する私の所信を申し上げ、村民の皆様並びに村議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、このたびの村長選挙におきまして、生まれ育った占冠村のお役に立ちたいとの思いをもって立候補し、村民の皆様方の温かいご支援を賜り無投票当選の栄に浴し、村政を担当させていただくことになりました。

これまで43年余り行政に携わってまいりましたが、もとより微力であり、先輩、同僚はじめ村議会議員各位のご指導や地域の皆様により育てられ、貴重な経験をさせていただきました。

この間、本村を取り巻く環境は、平成の大合併を経て自立の道を選択し、地方創生の名のもと自らが考え、進む道を決定していくといった難しい行政運営が求められてきました。

こうした行政経験を活かし、これからの村づくりに全力で取り組む覚悟と決意を新たにしているところでございます。

Ⅱ、村政執行に対する基本姿勢。占冠村は、先人達の強い意志と努力により交通環境をはじめとして社会資本整備が進み、暮らしやすくなったと感じる一方、まだまだ生活する上で不十分な面も多くあり、様々な問題点を抱えているのも現実だと思っております。しかし、豊かな自然や農林業、観光資源など、多くの可能性を秘めている地域として注目されている面もあると感じています。

私は村民の皆様方と一緒にこの資源や財産を受け継ぎ、守り育てていくことで、すべての村民が報われる社会をめざし、「生まれて良かった」「育てて良かった」「暮らして良かった」そして住み続けたいと思える村づくりを進めてまいります。

本村には内在する多くの課題もあるかと思いますが、これから村政を執行していくために、次の事項を政策の柱としたいと考えております。

①持続可能な地域づくり。将来に向かって地域づくりを進める上で農業、林業、観光の基幹産業を中心に、移住、定住、起業などの推進、集落対策を含めた総体の持続性の取組が必要と考えています。

農業においては、新規就農や後継者、Uターン者による営農など新たな展開が期待できる状況にあり必要な支援をしております。林業においては、既に取り組んでいる木質バイオマスイエネジーやエゾシカの有効活用、木材の活用、山林にある資源活用を推進する

とともに、単に木材を生産販売するだけでなく、目的に応じた木材生産により付加価値を高め販売する林業事業体の育成、資源の持続性を高めるため国有林との連携などを図ってまいります。

観光においては、道内有数のトマムリゾートを有しており、波及効果を利用し農業、林業との経済循環が図られる取組を行ってまいります。また、村有リゾート施設の処理に目処がたったことから、トマムリゾートの進展に対し、行政が対応する課題について協議を行うとともに、従業員の定住化が図られる対策を進めてまいります。

また、小規模事業者ではありますが、起業する方が出てきておりますので支援してまいります。

集落対策においては、これまでの取組を継続しそれぞれの地域特性を生かした対策を図るため、地域の皆様とともに進めてまいります。

②安全で安心な暮らしを守る基盤づくり。村民が安心して暮らすための基盤は、医療や福祉、介護支援、救急医療、公共交通の確保など、いつでも誰もが享受できる体制があることだと考えており、不十分な点を少しでも改善し、住民ニーズに即したサービスができるよう努めてまいります。近年は想定外な気象変化や様々な要因に対応した防災対策が求められておりますことから、いろいろな場面を想定し、村民の命と財産を守る対策の確立を図ってまいります。

また、日常生活の中で地域づくりを進める活動として、地域協働ボランティア活動が定着してきている状況にあり、より一層の活動が図られるよう支援してまいります。

③未来を託す子どもの環境づくり。子どものいるところに人が集まるとの思いから、子

育て支援の充実と女性が社会活動に参加しやすくするため、1歳児保育を行うための環境整備を行います。これらを実現するため、老朽化している占冠保育所の建設とトマム保育所の増築について検討を進めます。

教育環境の充実にあたっては、IT教育や希望による塾の開設など、定住したいと思えるよう学校格差をなくし、教育環境に魅力を持たせる取組みをしたいと考えています。

国際化に対応する教育の一環として、アスペン市との短期交換留学と世界的に平和が希求されている中、平和の村宣言を具現化する平和体験学習を継続してまいります。

Ⅲ、おわりに。総合計画が平成30年に見直しの時期を迎えますが、占冠村が向かう方向を村民の皆様とともに考えてまいりたいと思います。

また、行政を進めるうえで役場職員として正確で公正な事務事業の執行能力が求められますので、人づくりも私の仕事と考えており、期待に応えられる政策能力のスキルアップを図ってまいります。

併せて、村づくりの源となります財政の健全運営と持続性に配慮することは、欠かせない行政運営能力のひとつであります。

こうしたことにも意識を持ちながら、住みよい村づくりを実現するため、村議会とも相談ししっかりと取り組んでまいります。村民の皆様並びに村議会議員の皆様のご支援をお願い申し上げます。平成29年9月27日、占冠村長、田中正治。

○議長（相川繁治君） これで村長所信表明は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問

を行います。順番に発言を許します。

6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので一般質問をいたします。まず、1つ目の公契約条例の制定についてであります。この公契約条例については、もう既に議会の中で5年半議論してまいりました。いまだ制定されていませんが、前村長は制定に向けて取り組むということでありました。全道的にも今、各自治体で公契約条例についての取り組みがなされ、旭川市をはじめ他の自治体でも既に公契約条例ができております。今回田中村長が就任しましたので、継続して取り組む姿勢があるかどうか含めて伺いと共に、具体的な取組み等について考え方を伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。公契約条例の制定におきましては私が総務課長時代から懸案事項となっており、歩みを前へ進める努力をしてまいりたいというふうに考えております。

検討にあたっては入札制度、最低賃金基準など検討事項が多岐に渡り、課題の整理に時間を要することから取組みが遅延しておりますが、職員間の勉強会を開催し、労働者の適正な労働環境となるような施策や村契約の相手方の責任を明確にする基本方針をまずは策定していきたいということで、一定の方向性を確認しているところでございます。今後は公契約に関する基本方針を策定し、結果として条例化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 5年前にもこの議論したときに、前村長は内部で検討して早期に条例の制定を図っていききたいと、こういう

ことだったわけですが、この間いろいろな中身の検討に時間がかかっているということと合わせて、具体的に今後田中村政になってからは庁内・役場内で勉強会をきちんとし、問題点や課題明らかにしながら条例化に向けて方針を作っていくということのようです。

このへんについては、既にもう5年半以上もかかっているわけで、1日も早く条例を制定して、働く者や企業が村と契約するにあたって緊張関係を持って、その中で働く人たちの諸権利が十分守れるような体制を1日も早く作っていただくことが必要だというふうに考えています。庁内で十分勉強するということですから、これが3年も5年もかかってまた勉強するという話ではないというふうに思っていますので、少なくとも新年度に向けて条例が制定されるという運びになっていく必要があるというふうに考えていますので、そのへんについて再度伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） これまでも検討事項等はいろいろなものがあるんだということで申し上げてきました。そういったものを一つ一つ積み上げる中で、この基本方針として方向性、条例化に向けた方向性として村内の経済の活性化、それから適正な労働環境の確保、それと履行の質の確保から公平性、透明性の確保、法令遵守などこういったものを盛り込んだ中で方針を決定して条例化に取り組みたいということでお答えをさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今村長のほうから基本方針を作成しながら作っていきたいということで、いつ頃までに作るということについては答弁がなかったわけですが、急

いで作って中身の無いものを作られても困りますので、そのへんについては内部で十分議論しながら、いろいろな人たちの意見を聞きながら、よりよいものを作っていくということをお願いしたいと思います。

次の質問、森林・林業・林産業の振興の取り組みです。村長の所信表明の中にもありますように、森林・林業・林産業の取り組みについては村の重要な重点課題であり、これからの村の行方を取組みによっては大変大きな課題だというふうに考えています。そこでこの間、村では担当者だけでなく、国とか道のほうから林業技術者を要請して、それぞれ林業振興室を設けて、この間いろいろな取り組みをしてきました。

これから林業の六次産業化も含めて取り組まれていくというふうに思いますけれども、この間の取組みについての考え方、基本的にはこの林業振興室を中心にして取り組んでいくということだろうと思うんですけれども、このへんについての基本的な考え方についてまず伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 林業の振興に関わってでございますが、基本的には中村前村長の基本施策を引き継ぎ、進めてまいりたいと考えてございます。林業での雇用創出、経済循環を進めるためにも林業振興室は維持するとともに、事務事業、機構の見直しの中で林業振興室の業務についても見直しをしながら、より前へ進める体制にしたいというふうに考えてございます。林業技術者の取組みについては、国や北海道の職員派遣を今後も検討しておりますので、より充実した組織となるよう取り進めたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

○6番（五十嵐正雄君） 今後も林業振興室を設置して、国や道のほうの技術者の派遣をしながらより振興を図っていくということがあります。今、村では林業の六次産業化に向けたいろいろな取組みがされています。今後こういった取組みを進めていくにあたっては、大きな予算をつぎ込んでいかなければならないというふうに考えています。そこで、これまでの取組み、そして総括をきちんとしながら、問題点とか課題を明らかにして前へ進んでいくということが大事だろうというふうに思っています。

この間いろいろな取組みがされていますけれども、庁内全体での統一された考え方で取り組んでいるということだろうとは思いますが、先々大変不安を覚えるというか、感じるころがあります。そういった意味で、ぜひ大きな事業としてこれから村の重要な基幹産業として取り組むわけですから、初期の段階で取組みを誤ってしまうと大変な問題になってくるというふうに考えています。ですからぜひこれらについては、それぞれの間でそれぞれの担当者を含めてきちんと総括をしながら、いろいろな問題・課題そういったものを明らかにして前へ進めていくという体制が必要だろうと。そういった取組みの中で林業や林産業が占冠の村の中で地についた取組みとして進められていくというふうに思っています。そのへんについての考え方について伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 林業の六次産業化に向けた取組みについては、占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証作業として庁内関係課等で構成される占冠村総合戦略プロジェクトチームにおいて林業六次産業化を含め、前年度の取組み状況や今年度の方向性に

ついて取りまとめ、情報共有を図っております。議員おっしゃるとおり、これらの総括をきちんとする中で問題整理をし、誤った道に進まないようそれぞれ研鑽を高めるといった作業も併せて必要というふうに考えております。

また、林業振興室では林業六次産業化の勉強会等を実施し、連携を密にしているところでございます。この間の取組みでは反省点もありますので、これらを生かし、今後の取組みに繋げてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） お許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。最初に村長ご就任おめでとうでございます。今日の一般質問は村長が立候補するときにご挨拶としてのはがきをいただいております。これをもとに質問をさせていただきますのでよろしくをお願いします。

まず、質問の第1問としては、村政執行の基本方針・施策の柱について。これははがきに書いてあります。基幹産業とされている村の農林業・移住・定住施策の振興にも関わらず増加の兆しがみられない人口問題、基金にみられる村の財政問題、そして膨張を続けるトマリリゾートとの課題と難題が山積する中で果敢にトップに立ち、村政を進めようとする田中村政に心から敬意を表すと共に、大いに期待いたします。いただいた選挙のはがきの公約を拝見しましたが、表現の差はあるものの2・3代続いた他の村長の主張とほとんど変わりなく感じ、それだけに村の抱える問題が根深いものであると再確認いたしました。そこで次の5点を伺いたいと思います。

まず1点目、田中正治新村長は昨年まで村

の総務課長で施策振興の第一人者としてその任務にあたってきましたので、まず新村長となって村の現状に関する率直な認識、また、村長が考えている反省点や村振興の要因はどこにあるか、考えをお伺いしたいと思えます。1つずつお伺いしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。まず、はじめに現状に関する率直な認識ということでございました。私、所信表明でもただ今申し上げたとおり、交通環境をはじめとした社会資本整備が進み、暮らしやすくなったと感じる一方、生活するうえで不十分な面を感じている方が多くいらっしゃるのも事実ではないかというふうに考えています。解消しなければならぬ課題は、全村的な問題、集落ごとに違う問題など何をどうすればよいのかという特効薬的な解決策はないのかなということが現状と認識しております。その中であって暮らしていくうえで魅力が感じられる施策をできるところから実行してまいりたいというふうにも考えてございます。

次に、反省点や村振興の要因というご質問でございます。総務課長就任時に村が抱えていた課題解決について中村前村長のもと賛否はあるかもしれませんが、一定の成果を上げてきたと考えており、自分が村長に立候補するときにも中村村長の政策を継承し、発展させてまいりたいと申し上げてきました。行政の継続性は必要であると考えており、その中に自分なりの政策を示して実行していくことで一定の成果が得られるものと思っております。今後の村づくりにおいても引き継ぐ政策は実行しながら、自分自身が思っているものをどう政策として実行できるかを議員各位とも相談をしながら進めてまいりたいというふ

うに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 所信表明は今日いただいたものですから、被るかもしれないですけれどもひとつ答えていただきたいと思えます。それでは次に、村長の公約に述べられているように、この村にいつまでも住み続けたいと思う村づくりを念頭に施策を進めていくと明記されています。やはり住み続けるためには仕事や基盤となる産業、生活環境を整えることが重要だと思えます。

村長は農林業を基幹産業と上げていますが、もはや村の農林業は基幹産業と言えないのではないかと考えられます。国の施策である農地集約化が進む中で、農地が限定されている村では経済循環を図れるような農家は本当に限られており、また、林業においても企業が限られ、村の肝いりで立ち上げた木質バイオマス生産組合の現状を見ても大変厳しい状況であります。そこで、このような厳しい状況で村長は村の農林業の振興をさせようとしていますが、その考え方と方針を伺いたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 本村のような中山間地域において、農業や林業なしに地域づくりをすることは考えられないと思っております。所信表明においても一部考え方を申し上げておりますとおり、小規模であってもこれを生業として生活されている方がいらっしゃいますし、農業・林業においても新たな芽が出てきているのも事実だと思えます。これらを大切に、大きく成長できるよう支援するのも村の努めであろうと考えてございます。また、幸いにして本村には道内有数のリゾート産業が存在していますし、これらと融合した取組みが可能な状況にもあります。

先日、就任挨拶で北海道へ出向いた際、「占冠村は大きな可能性を秘めたところであり、今は注目されている地域ですから資源を生かした産業振興など頑張ってください」といったお言葉をいただきました。中にいると分からない可能性があるのだろうと感じたところでございます。成果を出すには時間もかかるかもしれませんが、頑張っていらっしゃる村民に対しても村として支援できる体制を作りたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは質問の3点目に移らせていただきます。いただいた立候補ご挨拶の施策の2、安全で安心な暮らしを守る基盤作りの中の一つに地域医療の拡充とありますが、具体的にどのような内容かお伺いしたいと思えます。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 公約として申し上げているのは、一般的な地域医療、福祉政策の充実を書かせていただきましたが、現実を見たときに診療所の継続した医療体制をどう確立するのがよいのか、救急医療はどうか、福祉施設はこれで充足しているのか、介護支援はどうかといったことを協議し、確立していきたいとの意を持ったものでございます。

総合計画の中では、この問題を考える上で、のキーポイントとして、財政的な裏付け・人材の確保・雇用人材の住宅確保・運営主体の選定などを上げており、単に福祉に特化した議論ではなく村全体のインフラ整備等も視野に入れた総合的な設計を必要としています。まさにこのことが将来の本村の福祉を考える上で必要ではないかというふうに思っています。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） それでは次に移らせてもらいます。就任の挨拶、これは9月7日の道新の村政スピード感を持ってという道新の記事の中で、皆が働きやすい環境づくりとあります。具体的にどのようなことかご説明願います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご質問の就任時の挨拶の中でという記載記事は、9月6日の村長就任式において職員に向けて行った挨拶の言葉と理解しております。内容は、村民が何を考え・何を求めているのか知ることが大切であり、村民の顔を知り、職員として理解してもらえるよう努力してほしいとしたうえで、一方、職員の皆さんが働きやすい環境を作ることが私の責任であるというふうに述べたものであります。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） この問題で再質問させていただきます。非常に大切なことでありまして、過去に何度か中村村長にも質問した記憶がありますが、職場環境の整備という、働きやすい職場環境の整備というのは行政執行上一番大切なことだと思います。私の感じとしては、表玄関に入ってくるとどうも役場の庁内の中が窮屈に感じてならないわけです。まず、机の上には書類が山積みになっているのと、それから雑然としている職場環境だと。なんか役場の事務所の中は狭いのではないかと。狭いなら2階でも上げたらいかがと聞いたなら耐久性がないからだめだというふうな回答を得ているわけですが、そういうようなことで雑然としているのもうちちょっと職場環境を広々とうまく使えないものか、こういうふうに感じます。これは私一人だけでなく入ってくる多くの村民の皆さんが言っ

ていますので、このへんの整理整頓ということも村長はどのように考えておられるか再度質問いたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまご紹介したように、就任時の挨拶の中でもその件に関して私の考え方を述べさせていただいております。庁内含めて、労働環境を含めて時代の要求に合わせて庁内環境や役割分担などを検討する委員会を組織して、職員自らに検討をしていただいております。事務事業の見直しや配分を含めて検討をしていただきたいと思いますということで職員の皆さんにお願いをしたところでございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 次に進めさせていただきます。当選後の道新インタビューの記事の中で、福祉について、村にあった福祉の形を見極め拡充も考えたいと述べております。本村の現状をみれば要介護度が上がり、泣く泣く離村しなきゃならない方が、前回のどなたかの一般質問にあったと思うんですが、おおよそ20名程度おられると思いますが、この現状と対応について、村にあった福祉という観点から村長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 村にあった福祉という観点でございますけれども、小規模多機能型居宅介護施設が開設されてから介護度が上がり、在宅で生活できなくなり、施設入所された方は2名でございます。その他、村外の施設等に住んでいる方は家族の近くや、その方にあった介護サービスが利用できる場所へ転出したというふうに推測されます。しかし、サービスの充実を図ることで転出者の減少が少しでも抑えられ、できるだけ住み慣れ

たこの村で暮らし続けていくためには、今後どういったサービスが必要なのか、そして、この村でどこまでできるのかを検証し、福祉の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 最後に特別報酬等の見直しについてお伺いしたいと思っております。特別職の報酬等は平成17年3月に見直ししたと記憶しております。年月も相当経っておりますので見直しはいかがか、お伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 非常勤特別職等の報酬につきましては、議員ご指摘のとおり、平成17年3月に自立を選択して策定した自立推進計画に基づいて非常勤特別職を含めた報酬等の見直しを行いました。以降、その額について見直しを行っておりません。ご指摘のとおり、前回見直しが行われてから相当な期間議論が行われていませぬので、報酬審議会に諮問し、審議をお願いしたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 村長の考え方としてはいつ頃の予定で審議会を開くかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議論の経過にも関わりますが、私の感じているところで申し訳ありませんけれども、ちょうど改選期が

再来年になります。新議員から適用できるようなスケジュールで取り進めたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたのでいくつか質問をさせていただきたいと思っております。まずは田中新村長就任おめでとうございます。村長は一時も気が抜けない激務ですので、ぜひ好きなお酒も少し控え気味に健康に留意されてお仕事をさせていただきたいというふうに思っています。村長の交代は改革の大きなチャンスでもあるというふうに捉えております。住民に分かりやすい議論をこれからもさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

時間制限もありますので、今日は田中村長の公約の中からいくつかの項目をピックアップしてその真意をお聞きしたいと思っております。今回は個別に掘り下げることはしませんが、田中村長がどのような考えで村政にあたっていくのかを総合的にお聞きしていきたいというふうに思っております。

まず、質問の1つ目です。持続可能な地域づくり。経済循環が図られる農業・林業・観光の基幹産業の振興ということで、今日の所信表明の中にもありました。それぞれの産業についてどのような問題点があるのか改めてその認識をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。一般的に言われている内容で申し訳ありませんが、農業においては後継者問題・農地の流動化や集約化・新規就農の受入れ体制など、林業においては担い手不足・高齢化・事業体の育成など、観光においては大規模リゾートを抱えながら連携不足

や定住化対策、地域観光を生かした産業づくりなどが上げられると思っております。

占冠村で暮らしていくためには、自分の能力を生かして生活の糧となる就業の場が不可欠です。森林や観光など魅力的な地域資源を生かしきれずに人口減少が進んだ一面もあるのではと思っております。小さいながらも地域資源を活用しながら安定した就労の場を確保することで人口減少に歯止めをかけられればというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 占冠は小さな村ですから小さいそれぞれの小規模の産業を繋いで、それで経済循環を作っていくということはとても大事なことだというふうに思っております。再度、この農業・林業・観光の経済循環を作っていくということが今日の所信表明の中にもありましたが、少し具体的にどのようなイメージをお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 経済循環については、占冠村の持てる基幹産業が互いに補完し合い、地産地消や購買場所の提供、情報の提供、生産だけでなく商品化やエネルギーの消費などあらゆる連携を図りながらすべての産業に影響を及ぼし合う関係が築ければ持続可能な経済循環が図られるのではないかとというふうに考えております。しかし、言うのは簡単ですが、実行するには多くの労力と努力、時間と協力関係の構築が必要と思っておりますので、村が先頭となり協力関係を築き、基幹産業として定着できるよう努力をしたいというふうに考えてございます。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 外国人の観光客や従業員が今後も増えていくことが予想されてい

るということで、体制づくりについて考えを伺いたいということなんですけど、これは最後に全体の職員体制のことをお聞きしたいと思うので最後にまわしたいというふうに思っております。

続きまして移住・定住・起業などの積極的な政策展開ということについてお聞きしたいと思います。移住・定住・起業というのは、いわば村に新しい力を取り込んでいこうという取り組みです。この10年で随分占冠村変わったねと、魅力的になったねと、いろいろなことをやっているねと言われる面と、なかなかそれが進んでいかないなど実感する面があるというふうに思っておりますが、新村長はどのように今、状況を感じてらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） これまでも村として取り組みを進めてきているというふうには考えておまして、住民との協働による創生総合戦略の推進について、住民に取組状況を理解していただくことが重要と考えており、広報誌や村のホームページを活用し、引き続き情報提供に努めてまいります。また、今年度から新たに取り組むトマム地区における住民ワークショップは、住民との協働により地域の課題を解決しながら移住・定住を目指すものでありますので、まずはトマム地区において取り組みを進めたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 先ほどの産業の部分でもありました。情報、お互いの抱えている問題、お互いのメリット・デメリットを共有することでいろいろな連携ができていくんじゃないかというお答えでした。今、村が掲げています占冠村まち・ひと・しごと総合戦略

についても、内容は非常にいろいろな部分で網羅されていて現状を認識するには非常にいいと思うんですよね。ただ、これを住民の人にどういうふうに理解をしていただくのか、その中で情報を、今の置かれている状況と未来図を共有していくこと、思いを共有していくことが非常に大切になってくというふうに思うんですが、改めて村長のこの占冠村まち・ひと・しごと総合戦略をどのように導いていくのかをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） これまでこの占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで取り組みをしております。先ほどもご答弁申し上げたとおり、多くの方にこの内容を理解していただく努力を続けて、新たな取り組みをする中からそうした結果を導き出せるよう、さまざまな方策でこの事業展開を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 現状、村の住民懇談会等が春・秋にありますけれども、やはりお互いの思いを共有していく、情報を行政側からもらう、もしくは住民の現状をそこで共有するというので一定の効果はあると思うんですけれども、なかなか思いを共有していくというところまではいってないんじゃないかなというふうに思うんですね。あくまでも対行政・対住民という形での懇談になってしまっている。トマム地区は非常に積極的な参加があるんですが、やはり中央地区については本当に参加が少ない状況に今陥ってしまっていると。ここを変革をしていく、住民と行政と一緒に考えていく、各産業の担当の人たちが、各担当分野の産業の人たちも一緒に物事を考えていくようなそういう体制を作っていく必

要があるのではないかと思いますので、村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域の皆さんのご意見や状況等含めて、住民懇談会という一つのピースがありますけども、これについては、私はできるだけいろいろな集まりやいろいろな勉強会含めて、こちらから出向くという体制をとっていききたいというふうに考えております。そういった意味ではフットワークを軽くしながらそういった要請に応えられるよう私もそうですし、職員もそういったことに応えられるように取り進めたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次の質問にいきたいと思います。木質バイオマスと再生可能エネルギーです。持続可能な地域づくり、これはスパンがすごく長い持続可能という意味ですが、エネルギーの政策は欠かせませんが、エネルギーの政策は欠かせませんが、林業振興室が中心になって進めてきた木質バイオマス、そして可能性調査をした小水力発電などの地域の再生可能エネルギーについて村長の認識を伺いたいと思います。

再生可能エネルギーについては前副村長をリーダーにしたプロジェクトチームを作って進めてきたというふうに認識しておりますが、湯の沢温泉に薪ボイラーを導入した後、薪ストーブが数台導入されていますが、なかなかその再生可能エネルギーのマスタープランの策定までは至っていないというふうに認識しております。このあたり村長の認識をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 木質バイオマスの再生可能エネルギーの課題でございますけれども、再生可能エネルギーについては、村では

平成25年の占冠村総合計画の見直しにおいて木質バイオマス等の地域資源を活用した新エネルギーの活用を重点目標として、一村一エネ事業により湯の沢温泉への薪ボイラーの導入と薪の生産組合が立ち上がったと認識しております。また、福祉施設への地中熱ヒートポンプ導入のほか、北海道立総合研究機構との協定に基づくエネルギー研究や民間による湯の沢地区の小水力発電可能性調査などの動きがあると承知しております。

いずれにしましても、再生可能エネルギーの推進は環境への負荷の軽減はもとより、村内循環型の経済と雇用の創出を図るうえで重要な取組みであると認識をしております。今後、木質バイオマスエネルギーについては、公共施設等総合管理計画の基本計画に基づき施設更新の際に導入を検討するほか、小水力発電については民間からの最終提案を受けた後、新エネルギー検討委員会において検討を行うなど再生可能エネルギーの導入に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） ちょっとだけ具体的なことを、保育所新設すると、更新していくと考えがおありだというふうに今日お伺いしましたが、木質バイオマスを入れて、木質の暖かさで子どもたち育てていけばいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私のスケジュール感では、来年度保育所の建設に向けての基本設計をしたいなというふうに考えておまして、村づくり条例に基づいて地域の皆様の意見をいただきながらそういったことも可能性があれば検討していきたいというふうに考えてお

ります。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 関連してですが、これはよもやということではありますけれども、政府は核廃棄物の埋設を進めるための特性マップを7月に公表しました。これは日本全国が網羅されているマップなんですけれども、占冠村も好ましい特性が確認できる可能性が相対的に高いという地域に指定をされています。

言うに及ばず占冠村の財産は森と川と空気であって、それによって農業・林業・人々の暮らし・観光のすべてが賄われていると。これを根本から覆す放射能・原子力発電については、村としてこれまでの村政でも反対をしてきているところだと思いますが、何よりこういったものに頼らなくても良い体制を、財政の健全化を含めて目指していくことが必要だというふうに思っております。村長の考えを改めてお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 私もその特性マップについて見せていただきましたけれども、政府の核廃棄物の埋設については現在考えておりません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次の質問に移りたいと思います。安全で安心な暮らしを守る基盤づくりということです。地域医療の充実と住民ニーズに即した福祉施設の拡充ということが公約に盛り込まれておりました。村は小規模多機能型居宅介護施設とま～るを建設して、在宅介護を政策の中心に据えました。これは大きな病気をしなければいつまでも村に住んで、在宅でサービスを受けながら暮らしていけるというもので、健康寿命を延ばす取組みが非常に肝要になってきます。また、充実し

た医療との連携を作ることで「看取り」まで可能になる、そういったことまでできる仕組みであります。

私もデイサービスセンターから小規模多機能を建てるという時に、デイサービスがまだまだ使える建物でその横に建てるということで住民の理解が得られるんだろうかと、これは行政コストの無駄遣いではないかという見方もありましたけれども、やはりその「とま～る」の可能性、この地域にはサービスを増やしていくことで、様々な介護サービスを作っていける。そういったことが可能になるということで賛成をしました。

こういったことが可能になる施設でありながら、近年の村の医療体制は非常に不安定で、在宅介護や在宅医療の方向性を模索するどころか、無医村になる危機を何度も味わっております。村長の現状認識と今後どのように問題に取り組んでいくか、決意をお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、先ほどの核廃棄物特性マップの件でちょっと追加をさせていただきます。北海道における特定放射性廃棄物に関する条例というのがありまして、北海道では核のごみを受け入れ難いと宣言する条例であるということで、道内市町村の遵守する必要があるという考え方を持っているということでございます。

それでは地域医療、医師の確保ということでございます。長谷川議員のご質問でも一定程度答弁しておりますとおり、診療所の継続した医療体制の確保を確実なものとする取組みは必要と考えております。占冠村を一時的でも無医村にしないという努力と何が有効なのか関係機関とも連携を取り、必要な施策があれば積極的に取り組んでまいりたいという

ふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 私はいろいろな住民と話をしたり、議会の議論も聞いていて本当に村の方向性、小規模多機能型居宅介護施設を中心として在宅介護をしっかりとやっていくんだと、そこで村はサービスを充実させてやっていくんだということが認識をちゃんとされているのかどうか、住民との間で共通認識があるのか。住民、そして行政、あと社会福祉協議会、この三つの共通認識がどうもないように感じているんですね。議論があっちにいたりこっちにいたりするということがここ数年続いているんだというふうに思います。

村として、行政としてこうだということをも自分だけで決めるのではなくて、しっかり議論、しっかり説明して、しっかり話し合った中で共通の未来図を、福祉・医療の未来図を持ってそれに向けて準備をしていくということは必要だと思うんですけども、村長はどのように感じてらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村の福祉行政でございますけども、議員ご指摘のように三者が一定の共通理解のもとに一つのことに向かって進むということは必要なことでもありますし、基本だと思います。そういった努力は村としてもさせていただきたいというふうに思っております。

それと、福祉サービスの充実という観点からいきますと、総合計画の中でも三大重点目標ということで掲げておりますし、このままこれがすべてだということではないというふうに私は認識をしております。ただ、村に何ができるのか、どこまでやれるのかという議

論についてはもう少し深めなければならないというふうに認識をしております。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 次に進みます。様々な要因変化に対応する防災対策の実施ということですが、中村村政から懸案事項なっております。災害時の情報伝達、これは一つ肝ですね。車の避難路の新設については先ほど佐野委員長からも報告がありました。9月にその可否を含めて出てくるというふうに聞いておりますが、この2点について現状の村長の認識をお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害時の情報伝達ということによろしいですか。災害時の情報伝達でございます。内部協議も行いながらどういった方法があるのかという議論もさせていただきました。占冠村においてはメール配信サービスの登録のお願いをしております、9月1日に行った防災訓練の際にも登録の啓発を行っているところです。

防災無線の整備については検討を進めておりますが、現段階では5、6社から提案を受けていて、本村の状況に適した方式について見積もり、それから財源も含めた検討を行っているところでございます。建設費、それからランニングコストなどの比較検討を行いまして、議会にもお示しをして決定をしていきたいということを考えておりますので、もう少し検討の時間をいただきたいと思っております。ちなみにメール配信サービス、現在登録件数が108件になってございます。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） そのメール配信サービスの件ですけども、私も知らなかったんですが、J-ALERTと連結しているということで、昨今の北朝鮮ミサイルの発射があった際

に、J-ALERTが発動した際にこの配信サービスでメールがくることになっております。私にもきました。ということを見ると、これは非常に実はメール配信サービスというような優しいものではなくて、これはもう情報伝達の要になっていく可能性がある。以前の議会でも申し上げましたが、以前は個々で端末を持っているということはなかなか考え辛かったんですね。今はその端末を持っているというインフラ整備が社会情勢の中でできてきているという中で、これを最大限有効に使うことが今後その災害の情報伝達にかなり有効だというふうに認識をしております。コストも低いわけですよ。今108件ということですが、これを災害の伝達に使うということであれば、少なくとも90%以上くらいの住民に登録をしてもらおうという努力が必要じゃないかというふうに思っております。

ちなみに占冠村はやはり行政と住民が近いということで、住宅用の火災の警報機については728世帯中、726世帯が設置していると、99.7%です。これは管内の市町村と比べてもすごく高い値になっています。ということはやはり個々にしっかりとあたって登録を促せばこの登録数を飛躍的に増やしていけるんじゃないかなというふうに思っておりますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員お話のようにそういった努力をすることによって飛躍的に延びる可能性があるというふうに認識をいたしております。そういった意味では十分な取組みになってなかったのかなということで反省をしながら今後、そういった可能性のある方にはぜひ登録を促すという作業を進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 続いて最後の質問になりますが、未来を託す子どもの環境づくりということで、子育て支援の関係です。多くはこの後の大谷議員に譲りたいと思うんですが、一つ、やはり今住んでいる方への対応ということではなくて、移住しようかな、占冠村で子育てしようかなと思った人に対する情報提供、これが占冠村まったくなされていない。ホームページで探してもその情報に到達するのが非常に大変であると。トマムに隣接している清水では、高速道路で一つ先の駅ということですが、清水町、南富良野町等は子育て支援とホームページで検索をすると様々な情報が出てきます。パンフレットもPDFで出てくると。ぜひうちの村で、うちの町で子育てをしてほしいという思いがそこに滲んでいるんですね。

まずはこういった、ハードの面は今やっていくとおっしゃいましたが、ソフトの面をしっかりとやっていくことが重要だと。占冠村は決して子育てしにくいところだというふうには思っておりません。いろいろな施策もあります。ただこれをしっかりと伝える術が今はないという状況だというふうに思うんですが、その認識を村長にお伺いします。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 子育て支援のハード部分でございますが、私も子どもを3人育ててまいりましたけれども、学校教育含めて大変良い面がたくさんあったというふうに考えています。現在は医療費の高校生までの無料化、それから奨学資金、その他予防注射だとかいろいろあろうかと思っておりますけれども、そういった意味では占冠村で子育てをしたときに、こういった環境でどういう良いことが育てる中でメリットがあるんだというのも議員おっしゃるとおり、十分村外にアピールされ

てない面は私も感じます。

そういった意味では、なんとかリゾートで働いている人たちに占冠で子育てをしてもらえないだろうかとか、いろいろその方策を自分なりに考えた結果が今お示した内容だと考えておりますけれども、今、議員がおっしゃるとおり、人を呼び込むという方策もホームページ等を通じながらお知らせをするアカウントを作る。そういったものの努力をするよう庁内で検討させていただきたいと思いません。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） それでは最後にお伺いしたいと思います。冒頭でも申し上げましたとおり、村長の交代は改革の大きなチャンスであるというふうに思います。そして新たな課題が目の前にたくさんあるということがあります。これらの新しい政策の推進に合致した職員体制の構築をしっかりとやっていかなければだめだと。今まで林業振興室に重点を置いて林業施策を進めてきました。他で人が足りないところも林業振興についてはある程度の人数を割いてやってきたと。これはこれでももちろん林業振興の部分は進めていっていただかなければならないんですが、他の施策も進めていくにはどうしても職員体制をしっかりとやらないとだめだというふうに思っております。

村長交代を機に、このあたりを大幅に見直しして体制作りを来期に向けてやれないか。田中村長は昨年4月から一般職として一担当として席を置いておられました。非常に大事な経験になったんじゃないかなと、そんなことはなかなかないですよ。村長になる方が一般職として経験するということはないかなと思うんですね。この経験を生かしてぜひこういった体制、冒頭で言いました外国人

の受入れの体制も含めて子育て政策の体制、防災の体制、こういったものをしっかりとやっていっていただきたいと、このあたりの考えを最後にお伺いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） さまざまな要素に対応できる職員体制作りということでは大事な要素だというふうに私も考えております。適材適所だけで解決できない部分もありますし、人員を増やさなければできないこともあります。そういった意味で私は職員の皆さんに申し上げたんですが、ぜひ自分たちの経験の中から職場を再度見直して、こういった業務はこうしたいとか、どこが担当したらいいとか、そういったことを含めて内容を再度見直して、課の中の状況を見直していただけないかと。必要であれば課の増設だとかそういったものも含めて検討をしてくれというようなことを申し上げております。

そういった意味では、私のスケジュール感では3月議会にはそういったものを含めて、必要であれば課の設置条例の提案ですとかそういったものを進めながら4月1日の人事異動でそういった体制を作りたいというふうに考えております。ただ、議員ご指摘の防災推進室っていうのはちょっとお約束はできませんけども、それは職員の内部で検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 次に3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。新村長就任おめでとうございませう。新1年生というのは本当にドキドキ、ハラハラ1年間一喜一憂しながら進めていく大変な時期かと思っておりますので体調に気をつけられて進めていただきました

と思います。

質問をさせていただきます。短い質問ですけども、返答よろしく願いいたします。先ほど来、山本議員からも子育て支援についていろいろと質問させていただいているところです。私も議員立候補に際して子育て支援を掲げさせていただいておりますので、これを重点的に進めているところでございます。

昨年、中村村長の時にも保育所の建設をということで質問させていただいたんですが、その時には役場庁舎の耐震もありますので保育所はというちょっと疑問符のついた返答をいただいたところですが、新村長においては30年、次年度から設計のスケジュールに入りたいということです。でも建設に対してはそれから何年か必要になるんだろうなと思います。

今、中央保育所は老朽化、分かっていらっしゃると思いますけども、建てる前に今2年、3年、5年と経つ中ではもっと状況が悪くなるんだろうなと思います。室内の環境は一部お湯が出ないとか、いろいろな問題点が上げられていると思いますので、そういう問題点、保育士さんを含めてこの中身を良くしていただいて、子どもたちが環境の良い中で生活できるような施設にさせていただきたいと思うんです。大々的な改修は無理かなと思うんですけども、最低限ここまではできるだろうというところを進めていただきたいと思います。村長の考えを伺います。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えしたいと思います。子育て支援の拡充でございます。とりわけ占冠保育所は築55年が経過しております。平成29年2月に策定した公共施設等総合管理計画では、標準的な耐用年数を60年と定めており、耐用年数が経過

した時点で建替えるとの方針が示されたところでございます。そういった意味で保育所の建替えについてはぜひやりたいというふうに考えております。

ご質問の現在の建替えまでの間の保育所の状況でございます。私は、トママでは1歳児保育試行的に始めておりますし、占冠保育所の整備、施設の整備についても不備な点があるというふうに直接伺っております。そういった意味でご指摘のとおり、私としては遊具や園児の成長に必要なものについてはその間改修をしたり、新たに設置するものは設置したりということで、対応をしていきたいというふうに思っております。

1歳児保育についてもトママでやっているんだから占冠でもという声もお聞きしております。担当課とまだ十分な議論がされていませんけども、可能なかどうかも含めて私は検討したいというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 占冠地区でも1歳児保育の環境整備をしていただけるということですが、今いるからするのではなく、こういう環境が整っているからきてください、入ってくださいという環境にさせていただけるともっと良くなるのではないかなと思いますけども、そのへんのことをもう一度お答えください。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 子育て支援については、私の気持ちとしては、定住化を進めるための一丁目一番地という思いは強いです。やはり子どもがいることによって人が住む、集まる、いろいろな条件が出てくると考えておりますので、いるからやるというよりは今後を含めてここに住むために、人口を減らさな

いたためにもこういった施策は必要であるというふうに考えております。

○議長（相川繁治君） 若干時間が早いんですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 議長のお許しを得ましたので2問について質問をさせていただきます。質問1の災害避難時の自主組織、これは宮下行政区で自主的に作り上げた組織でありますけど、それについて若干経過等含めて説明をしていきたいなとこのように思います。

近年気候変動の中で全国的に局地的な集中豪雨等8月から9月にかけてテレビ入れるたびに日本列島のどこかでそういう報道がされておりました。気象学の北大の教授に言わせると、これから先50年で海水温度が大体4度ぐらい上がるということをおっしゃっておられたと、そういうことでますます局地的な集中豪雨、水害、災害どこをみてもテレビ報道見ても水害、土砂の崩壊、道路の決壊このようなニュースがずっと続いておりました。

そういう中で村のほうでも災害避難訓練等を実施する中で各行政区に避難計画対策を求めておられました。そういうことで宮下行政区でも災害避難行動について自主的な避難体制を作り住民の安全を守ることとし、実質的な組織を作ったところであります。災害時においては村の災害対策本部から避難勧告、避難指示が行政区所に出されます。そのいう中で宮下でも、宮下地区の行政区で災害対策本部というか、それほど大げさなものではありませんが、作ってそして各班住民に周知して、各班に選任されている責任者を置いておりま

すから、その人が住民に周知して歩くと。そして避難行動をする行動時において迅速に行動できるような方法を宮下の行政区でも作りだしたわけであります。各班でお年寄り、また身体の不自由な方等々を避難勧告、避難指示の前の前段の避難準備体制の中ででも早めに連絡付けられればそういう地域に周知できることができる。そうすれば速やかに避難行動のお手伝いもできるということです。今、私が言いたいのはそういうことなんです。

宮下集会所は当時、昭和37年ですか占冠村で死者が出た大災害、水害を起こしました。そういう経験をしております。そういう中で宮下、今の集会所は水が付かなかつたと、集会所にお年寄り、そして障がい者の方を一時的に各班の車両の担当がそこへ連れて行って暫定的にそこへ避難させると、そして村の大きな中型バスで各家庭回るっていったら大変ですから、あそこに避難させた人を宮下の集会所に迎えに行くと、そういう連絡体制を取って今やろうとしているわけです。

実際にあの9月1日、夜間の災害訓練でやりました。その経過と問題点が下に書かれておりますが、今年度の夜間避難訓練の中で避難行動には迅速に対応できたと私もそう思っております。だけど実際の災害時と訓練時とは同一にして見るわけにいかないんですね。訓練だったらもう最初から周知しているから、今避難してください車がきますからと準備も簡単にいくけども、実際災害時になればやはり普段の防災意識、防災意識の向上に向けて普段からきちんとかいような訓練を通じ、または啓発活動を通じてやっぱり住民に周知しておかないとなかなかスムーズに迅速に対応することは難しいと思います。そういう中で、やはり村の災害時の訓練、またはそういう啓発活動は大きな役割を持っているんだと思

ます。

そしてもう1点、宮下行政区は千歳行政区も同じですが、大きな行政区です。やはり細分化して小さな、大きいとなかなか対応が難しい。そういう中でお手伝いをする方法を考えるならば、きめ細やかな方法も細分化して作る方法もあるんでないかなどこのように反省点として私はそう思いました。また、防災意識の向上についてはやはり、なかなかお年寄りっていうのはなかなか頑固ですから、これぐらいだったら大丈夫だ、俺はお前大丈夫だから心配するな。俺はちゃんとやっているからなんてそういう中でやはり、いざ訓練で避難が遅れたときに取り返しがつかんことになっちゃうんですよ。

今の避難道路の、あとで質問しますけども避難道路でない中で例えば宮下で決壊されたら上流に向かって車なんか行けませんよ。30cmか40cmの水でも大体ウインドーまでできますからね、大型でもきます。そういう通行不可能なところに送り、避難をさせるためにお手伝いをするということはやっぱり避難勧告、避難指示の前の準備行動から早めに行政区のほうから村のほうからでも対応してほしいとそういうことであります。

そういうことで防災意識の向上に向けたこういう取組み、この運動が千歳・本通でもされたみたいであります。宮下地区では一応まがりなりにもそういうことで自主的な運動をさせていただいております。これらの取組みについて他の行政区に働きかけなり、または取組みのどういう政策というのがあるのか村長のお答えをいただきたいと思っております。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 佐野議員のご質問にお答えをします。災害避難時の自主組織ということで、大変貴重なご意見をいただきまし

た。今年度の避難訓練の実施に関しましては、宮下行政区のご協力をいただいて夜間訓練及び行政区との連携について訓練を行うことができたと聞いております。宮下行政区では一時避難所の設定、避難誘導の分担など細かな分担がなされており、今後自主防災組織を立ち上げていく上で参考になるものと思っております。村内の行政区による自主防災組織の設置については、トナム地区、宮下地区が自主防災計画を策定しており、運用しております。その他の地区においても避難時行動の取り決め、毎年勉強会を行うなど独自の取組みが行われていると伺っております。

村としては各行政区に対しての働きかけについて、行政区長会議において自主防災組織の立ち上げのお願いをするとともに村からの情報提供、事例紹介、地域防災マスター講習会の参加案内など様々なメニューを用意しておりますけれども、組織化にあたっては行政区の自主的な体制整備が重要となりますので、行政区の要請に応じる形で支援をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、避難訓練の必要性ということで議員おっしゃられるとおり、普段の訓練は重要でありますので、これらの訓練は毎年実施をしてみたい。それから避難の指示・準備含めてですね、恐れることなく早めの取扱いをやって取り進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） より良い方法で進めさせていただきたいなどこのように思います。

質問2番のほうへ移らせていただきます。避難道路の検討・調査ということでありますが、本来なら所管事務調査で9月30日までに回答を出せというようなことで報告してあったんですが、所管事務所で触っている分には

あんまり一般質問でやるわけにもいかないかなと思ったんですが、これはもう今からやらないと来年度の予算的な部分にも関わってきますので、ぜひこのへん掘り下げてやらせていただきたいなと思います。

ここに書いてあるように、昨年の豪雨被害は想定しないこともあり得ることが実証されました。避難道路の早急な整備が必要であると考え、自前で測量を行い、ルート等議会と意見交換の場を設けて、調査・検討していきたいとのこと。これは6月、私の質問に対してこれ前村長ですけれども、回答した答えです。これを受けて所管調査の中でもいろいろルート等、役場の担当課または職員含めて見せていただきました。9月30日を目途として報告してもらおうということであったんですが、

(1)の平成29年度9月30日まで、29年度中に検討・調査は行われたのかどうか、まず1点お伺いします。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(田中正治君) 車の避難路の新設におきましては、総務産業常任委員会の所管事務調査でもご指摘がありまして、測量会社をお願いして現地踏査をしていただきました。本年の8月に測量会社の協力を得て踏査したところでございます。

○議長(相川繁治君) 7番、佐野一紀君。

○7番(佐野一紀君) 今年8月に測量会社を通じて調査をしたということですが、この精査とは行われたんですか。その調査結果の報告というのは議会にいつされようとしたんですか。お伺いします。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(田中正治君) 踏査の結果の検討でございますけど、安全勾配、それから道路延長、車両通行道路として適当かどうかというところを協議をさせていただいております。

総務産業常任委員会で9月末日というお話もあったのでございますけれども、日程の都合上、10月10日開催の全員協議会において内容のご説明を申し上げたいというふうに考えております。

○議長(相川繁治君) 7番、佐野一紀君。

○7番(佐野一紀君) 調査が行われて議会報告が9月30日まで、いろいろ村長選の絡みありましたので10月10日という日程がずれた、これはいたしかたないなとこのようには思っておりますが、その中で10月10日に話しますからここは省略します。調査がされたということではいけない理由はいいということで、いずれにしても中学校のところ、避難所に直結する大きな車両で行く道路って言ったら神社下しかないんですよ。

宮下地区が水害でやられた場合には千歳・本通地区から上がるルートっていうのはありません。だからやはり道路、その道路が必要だということですからずっとやらせていただいているんですよ。金がかかるとかいろいろあるでしょう。それはB/Cからいっても費用対効果でそんなものやらなくたって宮下回ればいいんじゃないかと、ただその先には住民の安心・安全がついてまわるということです。B/Cより先に住民の安全が確保されなかったら、そんな避難路なんか作る必要ないんですよ。そのへん今の費用対効果の部分からみても村長はどんな見識を持っているかをお伺いします。

○議長(相川繁治君) 村長。

○村長(田中正治君) 議員おっしゃるとおり、人命最優先というのが当然の見識でございます。この本件の内容につきましては今後とも報告を受けた中で、今後も議員の皆様とご協議を申し上げたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） もう一度最後に、村長にあんまり質問もしたくないんですが、質問をして終わらせたいなと思います。ここから運動公園のところ通ってぐるっとRを巻いて中学校のテニスコートのとこに繋ぐルートを使うのであればなかなか難しいというような情報も一部耳に入っております。そうであれば大体どこをやったらいいか、それが分かっているのであるならば、代替地をどこにするかということ、それをやはり我々がやるのではなくて、村が議会にこういうような予定路もあると、計画もあるんだとそういうことを示してくれて、そうして議会と行政で揉んでいけばいい話でしょ。そして新しいルートを作ればいいわけだから。ここがどうしてもだめであれば何もなくて作らなくていいということでないんです。

過去の水害からはもう55年ですよ。半世紀以上経って何も前の災害からは学ばなければ我々は先人に対して申し訳ないし、何をやっているんだって言われるよ。だからだめならだめでいいの、これは誰が見てもだめだよ。どこの人が見てもこれはだめだからって、代替地をどうするか、どういうふうに道路を作るのかと、そのことを考えていただきたい。それを最後に質問して終わります。お答えいただいて終わります。

○議長（相川繁治君） 村長。

○村長（田中正治君） 結論ありきのご発言もありましたけれども、基本的には現地踏査をした結果をご報告をさせていただきまして、今後の対応についてはご協議をさせていただくというのが今の基本姿勢でございます。代替地云々っていうことにつきましては、今の路線だけで十分だという判断はしておりませ

るのでそういったことも含めて協議をさせていただくということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（相川繁治君） これで一般質問を終わります。

---

## ◎日程第4 報告第1号から日程第5 報告第2号

○議長（相川繁治君） 日程第4、報告第1号、平成28年度占冠村健全化判断比率の報告についての件及び日程第5、報告第2号、平成28年度占冠村資本不足比率の報告についての件を一括議題にします。

本件についての説明を求めます。総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号、平成28年度占冠村健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度占冠村健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。平成28年度決算に基づく4つの健全化判断比率についてご報告をいたします。左の表から実質赤字比率ですけれども、定められた数式により算出された数値は、マイナス4.14%となりまして赤字額がないことから標記のとおりとなっております。

次に連結実質赤字比率つきましても、マイナス5.04%となっており赤字額がないことにより、標記のとおりとなっております。

次に実質公債費率ですけれども、平成28年度では7.21%ですが、過去3年間の平均値をもって標記することから、平成26年度から3か年の平均値で6.4%となっております。

次に将来負担比率についてですけれども、

標準財政規模額の減少及び算入公債費等の増加によりまして15.00%となっております。また、下段には括弧書きで早期健全化基準を記載しておりますが、いずれも基準内であることを報告させていただきます。なお、監査委員の意見書につきましては、別冊で配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の3ページになります。報告第2号、平成28年度占冠村資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度占冠村資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計においては黒字会計となっており、資金不足が発生しないため算出されないことから標記のとおりとなっております。また、監査委員の意見書につきましては別冊で配布させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（相川繁治君）これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。これで質疑をおわります。

以上で、報告は終わりました。

---

## ◎日程第6 議案第1号から日程第9 議案第4号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての件から日程第9、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第4号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書の5ページをお開きください。議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてご説明申し上げます。

本件は平成29年6月1日付けで西胆振消防組合が処理する事務の追加により名称が変更されることと、平成29年8月1日付けで江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち、1町の脱退による名称の変更に伴いまして北海道市町村職員退職組合格約の別表の（2）一部事務組合及び広域連合の表を改めることについて協議するため議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別表（2）中の江差町ほか学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

施行日といたしまして、地方自治法第286条第1項による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

続きまして7ページをお願いいたします。議案第2号、北海道市町村総合事務組合格約の変更についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、議案第1号と同様の理由によりまして北海道市町村総合事務組合格約別表第1及び別表第2を改めることについて協議するため議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては別表第1及び第2中江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改め、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改めるものでございます。

施行日といたしまして、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日か

ら施行することとしております。

続きまして9ページをお願いいたします。議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更についてご説明申し上げます。本件につきましても前の2議案と同様の理由によりまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約別表第1を改めるものを協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、別表第1中西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改めるものでございます。

施行日としまして地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしております。

続きまして11ページをお願いいたします。議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、こちらについてご説明申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、双珠別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては議案書の12ページの総合整備計画書案及び13ページの位置図にありますとおり、森林管理道アリサラップ支線の整備に関しましてさらに整備を進めるために平成29年度から平成33年度までの5か年の整備計画を策定するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

#### ◎日程第10 議案第5号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第5号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書15ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を次の通り制定する。平成29年9月27日提出、占冠村長、田中正治。

提案理由でございますが、地域包括支援センター職員の配置基準について、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定めておりますが、今回その基準となる介護保険法施行規則第140条66第1号イ（3）が改正され、主任介護専門員の定義が改正されたため、条例中の引用条項及び文言の整備を行うものであります。

改正内容でございますが、第2条中「第140条の68第1項」を「第140条の66第1号イ（3）」に、「主任介護専門員研修を修了した者」を「主任介護支援専門員」に改めるものであります。この条例は公布の日から施行するものであります。また、経過措置として改正後の第2条に規定する主任介護専門員には介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成29年改正省令による改正前の介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を含むものといたします。以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

---

#### ◎日程第11 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第6号については、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書

17ページをお願いいたします。議案第6号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第4号は、歳入歳出それぞれ3040万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億7700万円とするものと地方債の変更1件でございます。以下、歳入からご説明申し上げます。

23ページをお願いいたします。9款、1項、地方特例交付金において1目、地方特例交付金は、地方特例交付金10万6千円の増額でございます。

10款、1項、地方交付税におきまして1目、地方交付税は普通交付税で8230万9千円の増額。

14款、1項、国庫負担金において、1目、民生費国庫負担金は障害児入所給付費等国庫負担金で40万円の増額。14款、2項、国庫補助金におきまして、2目、民生費国庫補助金は障害者総合支援事業費国庫補助金で50万5千円、7目、災害復旧事業費国庫補助金は、道路橋梁災害復旧事業費国庫補助金で1742万円の増額でございます。

15款、1項、道負担金におきまして、1目、民生費道負担金は、障害児入所給付費等道費負担金で20万円の増額。

24ページをお願いいたします。16款、2項、財産売払収入において1目、不動産売払い収入は立木売払収入50万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は1千万円の減額。8目、減債基金繰入金は7千万円の減額でございます。

19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金2836万9千円の増額でございます。

20款、5項、雑入において1目、雑入は学校林処分収入47万円、コミュニティプラザ窓

ガラス修繕保険料20万円の増額でございます。

21款、1項、村債におきまして、1目、総務債は臨時財政対策債で2007万9千円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。25ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費において、1目、一般管理費はプリンター集約化に伴う消耗品費の一括管理によりまして183万4千円の増額、特別会計新地方公会計導入支援委託料で99万6千円の増額でございます。4目、財産管理費で縁石敷設委託料26万円、財政調整基金積立金1742万円の増額。5目、総合センター管理費で総合センターボイラー委託料14万9千円の増額。6目、コミュニティセンター管理費で消耗品3万1千円の増額。7目、企画費で小規模事業者支援事業補助金24万円の増額。11目、諸費は避難路標識製作設置委託料12万円、全国瞬時警報システム整備事業保守業務委託料5万4千円、避難路補修工事216万円の増額でございます。

3款、1項、社会福祉費において、1目、社会福祉総務費で障がい者自立支援システム法改正対応改修委託業務101万1千円、障害者医療費国庫負担金返還金1万6千円の増額、障害者自立支援給付費道費負担金返還金2万7千円の増額でございます。

26ページをお願いいたします。3款、2項、児童福祉費において、1目、児童福祉総務費で障害児通所給付費80万8千円の増額、障害児入所給付費等国庫負担金返還金1万7千円、障害児入所給付費等道費負担金返還金1万8千円の増額でございます。

4款、1項、保健衛生費におきまして3目、環境衛生費は修繕料14万1千円の増額でございます。

4款、2項、清掃費において1目、清掃総

務費は修繕料16万2千円の増額でございます。

6款、1項、農業費において4目、農業構造改善事業費は修繕料34万円の増額。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は修繕料35万円、備品購入費4万7千円、狩猟者養成事業補助金10万円、林業振興基金積立金50万円の増額でございます。

27ページをお願いいたします。8款、2項、河川費において1目、河川総務費は修繕料187万7千円の減額、工事請負費で518万4千円の増額でございます。

10款、1項、教育総務費において3目、義務教育振興費で消耗品12万円の増額、学校教職員住宅料補助金9万円、占冠中学校開校記念事業補助金12万円の増額でございます。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は修繕料70万円、手数料3万円、重機等借上料25万円、トマム学校油漏れ処理原材料費8万5千円の増額でございます。

10款、3項、中学校費において1目、学校管理費は修繕料35万円の増額。

28ページをお願いいたします。10款、4項、社会教育費において3目、コミュニティプラザ管理費で修繕料20万円の増額。

10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費はスキー場管理賃金197万8千円の増額、スキー場管理委託料230万円の減額でございます。

12款、1項、公債費において1目、元金は一般財源が確保できたため財源振替を行うものでございます。

13款、1項、普通財産取得費において1目、土地取得費は土地取得による執行残額として39万4千円の減額、2目、建物取得費においても建物取得によります執行残として93万7千円の減額でございます。

戻りまして18ページ及び19ページをお願い

いたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。20ページをお願いいたします。地方債の補正につきましては、第2表のとおり、臨時財政対策債について変更しようとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

---

### ◎日程第12 議案第7号・議案8号・議案10号・議案11号

○議長（相川繁治君） 日程第12、第13及び第15、第16、議案第7号、第8号及び第10号、第11号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書の29ページをお開き願います。議案第7号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についての提案内容の説明をいたします。平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8690万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。事項別明細書により説明いたします。

32ページをお願いいたします。歳入からになります。8款、1項、繰入金、2目、国保財政調整基金繰入金は368万円の増額です。

9款、1項、繰越金は前年度繰越金で72万円の増額です。

次に歳出になります。33ページをお願いいたします。7款、1項、共同事業拠出金は1目、高額医療費共同事業医療費拠出金で270万円の増額です。8款、2項、保健事業費、

1目、保健事業費は役務費、手数料で1万2千円の増、備品購入費においては健康教室啓発器具購入費で12万円の増額です。

10款、1項、償還金及び還付加算金は1目、償還金で平成28年度退職者医療費交付金などの精算金で156万8千円の増額です。以上で議案第7号の説明を終わります。

次に、議案書35ページをお願いいたします。議案第8号、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第1号についての提案内容の説明を行います。平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9250万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。事項別明細書により説明いたします。

38ページをお願いいたします。歳入からになります。5款、1項、繰越金は前年度繰越金で300万円の増額です。

次に歳出になります。1款、1項、施設管理費は1目、一般管理費で特別旅費30万7千円の減額、道補助金返還金で30万7千円の増額です。2目、占冠診療所管理費は通信運搬費で7万2千円の増、医療用コンピュータ保守点検業務委託料で14万7千円の増、医師住宅ストーブ購入費で10万円の増です。3目、トマム診療所管理費はLED化に伴う修繕料の計上で68万4千円の増です。

2款、1項、医業費は1目、占冠診療所医療用機械器具費において消耗品費9万8千円の増、備品購入費ではポケット型静脈ライト購入費で9万円の増です。2目、トマム診療所医療用機械器具費において消耗品費3万5千円の増、備品購入費においては電子天秤購

入費で5万4千円の増です。5目、占冠診療所医療品衛生材料費は消耗品費で142万円の増です。これについては医薬品代でございます。6目、トマム診療所医療品衛生材料費においては消耗品費で30万円の増です。これにつきましても医薬品代でございます。以上で議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案書45ページをお開き願います。議案第10号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号についての提案内容の説明を行います。平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1280万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。事項別明細書により説明いたします。

48ページをお願いいたします。歳入からになります。8款、1項、繰越金、1目、繰越金は前年度繰越金で310万円の増です。

次に歳出になります。3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費において総合事業委託料で26万円の増です。3目、包括的支援事業費においては消耗品費3万円の増、手数料2千円の増です。

4款、1項、償還金及び還付加算金は2目、償還金において介護給付費の前年度精算金の計上で280万8千円の増です。以上で議案第10号の説明を終わります。

続きまして49ページをお願いいたします。議案第11号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号についての提案内容の説明を行います。平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を2150万円にしようとするものであります。歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。事項別明細書により説明いたします。

52ページをお願いいたします。歳入ですが、4款、1項、繰越金は前年度繰越金で50万円の増額です。

次に歳出になります。1款、1項、施設管理費は1目、一般管理費において診察室エアコン修繕料として50万円の計上であります。以上で提出議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

---

#### ◎日程第14 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第14、議案第9号については産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 議案書41ページをお願いいたします。議案第9号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明いたします。平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億840万円とするものでございます。

議案書44ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。3款、繰入金、1項、繰入金、2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金、1節、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金で420万円の増額でございます。

4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、1節、繰越金で前年度繰越金70万円の増額でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費、消耗品費で水処理

に伴う薬品の購入で21万円の増額。燃料費は発電機の燃料で2万6千円の増額。光熱水費75万6千円の増額。いずれも11月から供用を開始します上トママ取水場に関わる経費を補正するものでございます。修繕料で上トママ浄水場発電機修繕45万円、占冠浄水場と中トママ導水ポンプ場の電磁流量計変換器修繕で278万6400円。修繕料合計で323万7千円の増額でございます。需用費合計で422万9千円の増額でございます。

12節、役務費、通信運搬費で電話回線の使用料としまして11万1千円の増額、保険料は建物災害共済2万4千円の増額。役務費につきましても上トママ取水場に関わる経費を補正するものでございます。役務費合計で13万5千円の増額でございます。

13節、委託料、消防設備保守点検委託料1万円の増額、電気保安点検業務委託料4万6千円の増額、水質検査業務委託料48万円の増額。委託料につきましても上トママ取水場に関わる経費を補正するものでございます。委託料合計で53万6千円の増額でございます。

議案書42ページをお願いいたします。説明した内容で補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎散会宣言

○議長（相川繁治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 10月 20日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰

平成29年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月28日（木曜日）

○議事日程

議長開議宣言（午前10時）

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について                                       |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 北海道市町村総合事務組合理約の変更について   |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について                                   |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について                                      |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 平成29年度占冠村一般会計補正予算（第4号）  |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 平成29年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）                                      |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）                                  |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）                                    |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）                                 |
| 日程第 12 | 認定第 1号  | 平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について                              |
| 日程第 13 | 諮問第 1号  | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて                                   |
| 日程第 14 | 同意案第1号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                               |
| 日程第 15 | 同意案第2号  | 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                                  |
| 日程第 16 | 同意案第3号  | 占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                                  |
| 日程第 17 | 意見書案第5号 | 適正な地方財政計画の策定を求める意見書   |
| 日程第 18 | 意見書案第6号 | 教職員の長時間労働是正を求める意見書  |
| 日程第 19 | 意見書案第7号 | 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書     |

日程第 20	意見書案第 8 号	「森林環境税」の創設に関する意見書
日程第 21	意見書案第 9 号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
日程第 22		議員派遣の件
日程第 23		閉会中の継続調査・所管事務調査申出
追加日程第 1	議案第 12 号	平成 29 年度占冠村一般会計補正予算（第 5 号）
追加日程第 2	同意案第 4 号	占冠村副村長の選任につき同意を求めることについて

### ○出席議員（7人）

議長	8 番	相 川 繁 治 君	副議長	1 番	工 藤 國 忠 君
	3 番	大 谷 元 江 君		4 番	長谷川 耿 聰 君
	5 番	山 本 敬 介 君		6 番	五十嵐 正 雄 君
	7 番	佐 野 一 紀 君			

### ○欠席議員（0人）

### ○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長	田 中 正 治	会 計 管 理 者	平 岡 卓
総 務 課 長	多 田 淳 史	企 画 商 工 課 長	松 永 英 敬
地 域 振 興 対 策 室 長	野 村 直 広	保 健 福 祉 課 長	伊 藤 俊 幸
産 業 建 設 課 長	小 林 昌 弘	林 業 振 興 室 長	今 野 良 彦
ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦	総 務 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一
職 員 厚 生 担 当 主 幹	細 川 明 美	財 務 担 当 係 長	野 原 大 樹
税 務 担 当 主 幹	佐 久 間 敦	企 画 担 当 係 長	佐 々 木 智 猛
国 保 医 療 担 当 主 幹	上 島 早 苗	社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩
介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美	村 立 診 療 所 主 幹	合 田 幸
農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二	環 境 衛 生 担 当 主 幹	石 坂 勝 美
林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏		

（教育委員会）

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
学 校 教 育 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	社 会 教 育 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕

（農業委員会）

事 務 局 長	小 林 昌 弘
---------	---------

（選挙管理委員会）

書 記 長	多 田 淳 史
-------	---------

（監査委員）

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	山 本 敬 介
---------	---------	---------	---------

事 務 局 長 小 尾 雅 彦

**○出席事務局職員**

事 務 局 長 小 尾 雅 彦 主

事 久 保 璃 華

開会 午前10時00分

---

**◎開議宣言**

○議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程**

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

**◎日程第1 議案第1号**

○議長（相川繁治君） 日程第1、議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第2 議案第2号**

○議長（相川繁治君） 日程第2、議案第2

号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

**◎日程第3 議案第3号**

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての

件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第4 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第4、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

#### ◎日程第5 議案第5号

○議長(相川繁治君) 日程第5、議案第5号、占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することに

についての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、五十嵐正雄君。

○6番(五十嵐正雄君) この法律が改正されるということで、このことによってうちの村の地域包括支援センターの設置がどのように変わってくるのか、そのへんについて読めば読むほどよく分からない話なのでそのへんについてこうなりますと、このことによってうちの村の包括支援センターの動きはこうなるというようなことの説明をお願いいたします。

○議長(相川繁治君) 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長(伊藤俊幸君) 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。この法律の改正についてでありますけれども、主任介護支援専門員についての定義の改正がされたということで、実質的には研修を受けなければならない期間を5年ということで定められているんですけども、その有効期限が確実に確保されたという話でありまして、定義が変わったということでありまして、うちの地域包括支援センターの体制にはなんら影響がないということでありまして。

うちの村の条例の中では地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数については保健師、社会福祉士、又は主任介護支援専門員のうちから1名又は2名とするということでありまして、うちの村においては、保健師2名、兼務職を含めて配置をしております。体制的にはなんら変わらないということでありまして。

○議長(相川繁治君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第6 議案第6号

○議長（相川繁治君） 日程第6、議案第6号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 内容について何点かお伺いしていききたいと思います。まずは24ページ、20款、5項、雑入の学校林処分収入の47万円の内容についてお伺いしたいと思います。

続きまして25ページ、歳出、2款、1項、11目、諸費の中の13節、委託料、避難路標識製作設置委託料の12万円の内容についてお伺いします。

同じく全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備事業の補修業務ですけれども、今般北朝鮮のミサイルの関係で何回かこの運用があったと思うんですが、村における運用状況について確認をさせてください。

続きましてその下の15節、工事請負費の中の中央地区避難路補修工事216万円あります。この内容についてお伺いいたします。

続きまして26ページ、4款、衛生費の中の環境衛生費、11節、需用費の修繕料、この内容についてお伺いいたします。

続きまして2項、清掃費、清掃総務費の修繕料、これについても内容をお伺いいたします。

続きまして同じページで農業構造改善事業費の11節、需用費、修繕料、これについても同じくお伺いいたします。

続きまして27ページ、10款、教育費の中の小学校費、学校管理費の11節、需用費、修繕料70万円について、これも内容についてお伺いいたします。

この並びで原材料費、トナム学校油漏れ処理原材料8万6千円となっています。この油漏れについて改修状況、この修繕でどのような、終わりなのかどうか、そのあたりの状況についてもお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、歳出の11目、諸費の委託料の関係になりますが、避難路標識製作委託料につきましては今回設置させていただきました避難路の標識についてご要望がございましたので、避難路の入り口、整骨院の横あたりになりますが、村の敷地内に設置をしていきたいというふうに思っております。

す。

それからJ-ALERTの保守業務に関連しまして運用状況なんですけれども、今回2回ほどJ-ALERTが北朝鮮のミサイルの発射で発動しております。1回目についてはJ-ALERTの受信のほうはうまくできていたんですが、そこから職員等に配信するメール配信なんですけれども、こちらに不具合がありまして、その日のうちに原因を調査しまして解消しているところです。それから2回目のミサイル発射のJ-ALERT、こちらのほうも受信しております、その時には職員へのメール配信もうまくいっております。今後この状況を受けまして、これから村民の皆さんへも配信できるような環境をつくるということで今、検討作業をしていただいているところです。

続きまして、避難路の補修工事の関係ですけれども、こちらにつきましては避難訓練等で住民の皆さんからご要望がございまして、手すりの設置を考えております。具体的にどのような方法になるかは避難路の中央あたりに手すりを設けるのか、両サイドに設けていくのかということで、現在ある手すりを使いづらいというご要望がありましたのでそのへんを改善していくということで計上させていただきます。以上です。

○議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長（小林昌弘君） 山本議員のご質問にお答えいたします。26ページ、4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、環境衛生費、需用費の修繕料でございます。こちらにつきましては占冠墓地の排水トラフの取替修繕ということで14万1千円の計上をさせていただきます。以上です。

その下の4款、衛生費、2項、清掃費、1目、清掃総務費、需用費の修繕料、こちらに

つきましては川添公衆トイレの小便器の取替え、2台の取替えで16万2千円を計上させていただきます。以上です。

その下の6款、農林業費、1項、農業費、4目、農業構造改善事業費の需用費、修繕料ですけれども、こちらにつきましては当初予算においてニニウキャンプ場のトイレの修繕ということで和式トイレから洋式化することによって予算化しておりましたけれども、トイレブースの設置費用が不足しているということで今回34万円を計上させていただきます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 山本議員の質問にお答えします。24ページをお願いいたします。20款、5項、雑入の学校林処分収入の内容でございます。この件に関しましては、占冠中学校の学校林ということでスキー場の裏の国有林になります。場所的には1257林班イというところでございます、面積に関しては2.4ヘクタール。今回処分する木に関しては約1300本の売払いということになっておりまして、公売後の約8割が村の収入となっております。

それと27ページお願いいたします。10款、2項、学校管理費の需用費に関しては、これに関しましてはトマム灯油漏れ修繕ということで、土の処理の修繕ということになっております。原材料費に関しましては暗渠・柵等購入する予定でございます。この灯油漏れの処理に関しては、今回の修繕、それと手数料も灯油関係なんですけれどもこれが去年掘り起こした際に大型土嚢、それとコンクリートも一部壊してますのでその手数料も灯油漏れの状況となっております。重機借上料に関しては土を運ぶとか、柵を運ぶとかそういう借

上げになっておまして、今回の処理についてこれで全部完了するという予定でございませぬ。以上です。

○議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 1点再質問させていただきますが、占冠中学校の学校林の関係なんですけれども、学校林自体が切る適期になったので伐採したということなのか、それとも今年70周年ということでそれと絡みがあるのかどうか。この後また学校林自体植林等をしていくのかどうか、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。

○議長（相川繁治君） 教育長、藤本武君。

○教育長（藤本武君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。木を今回伐採するというですけれども、一つには70周年ということもございましたけれども、現地の木をいろいろうちの林務サイドに見てもらったんですけれども既に伐期を迎えているということで、基本的には木の価値というのは当初予定していたよりは見込めないという量になっていると。

それともう一つがこの学校林に指定した理由といたしましては、当時昭和30年代だったんですけれども将来学校林の指定をすることによってその木を伐採して校舎の建て替えというようなことも想定してございましたけれども、現在そういったことがないということも含めて今回70周年を機に伐採をして契約をして、契約どおり2対8の割分でということで予算的にはちょっと終わってないので金額は分かりませぬけれども、47万円ということとさせていただきます。

今後の見込みなんですけれども、学校林の指定については、現在にところはしていこうということは考えてございませぬ。しかしながら故郷、郷土占冠村は94パーセントが森林

ということを含めた中で子どもたちの自然体験学習の中で、森林を含めたそういった学習は続けていこうというふうに考えてございませぬ。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 2点ほど質問させていただきます。25ページ、歳出の総務管理費、5目、総合センター管理費の13節、委託料、総合センターボイラー委託料なんですけど、当初の契約はいくらで、なぜ増額になったのか理由をお聞かせください。

もう1点、28ページ、10款、5項、保健体育費、1目、保健体育総務費の中の賃金、スキー場管理賃金197万8千円増と、その下の13節、委託料230万円ほど減っているということでその理由を説明お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

○教育次長（岡崎至可君） 大谷議員の質問にお答えいたします。28ページをお願いいたします。10款、5項、1目、保健体育総務費、賃金と委託料の関係でございませぬ。これに関しましては、当初予定していた委託業者が運営できないということになりまして急遽直営で行うということになりましたので区分を委託料から賃金に入れ替えするといった内容でございませぬ。以上です。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。25ページの総合センター管理費になります。ボイラー委託料なんですけれども、こちら当初予算で223万1千円の予算を計上しておまして、今回冬期のボイラー運転の関係でボイラーの運転時間を延長することになり

ました。前後30分ずつ動かす、延長することにしたんですけれども、それに伴う人件費の増加ということでこちらの額を計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 23ページの地方交付税、これが今回8230万9千円増額になった。これに伴って24ページの財調と減債基金の減額が増えたと。どういうわけで8230万増えたのか。それから今後の見通しについて伺いたします。

○議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） お答えいたします。今回交付税、普通交付税ですけれども8200万円収入しております。これにつきましては今回、交付税額が確定いたしまして1回目に納入されているものでございます。

今後の交付税の見通しですけれども、前年度と比較しましても予算上では5千万ほど減額で計上させていただいております、実際の確定額につきましてもほぼそれに近いような形で減額されていくということが今年度については決定しております。次年度以降もこれが劇的に増えるというようなことはないというふうに見込んでおまして、今後も横ばい、もしくは減少傾向にあるというふうに思っております。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第4号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第7 議案第7号

○議長（相川繁治君） 日程第7、議案第7号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 33ページ、高額医療費共同事業医療費拠出金ですけれども、270万円増えているんですけれども、この理由と今後の推移をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、通知額でありまして、これにつきましては医療費の動向によって変更になるものでありまして、今後の医療費の動向によって変更になってくるものでありますので今後の見通しにつきましては何とも言えない状況ではあります。

○4番（長谷川耿聰君） （自席で）最後の言い方が分からなかったのもう一度説明してください。

○議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩します。

○議長（相川繁治君） 引き続き10時40分まで休憩とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（相川繁治君） 休憩を廃して休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 申し訳ございません。高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、拠出金については定額でありまして当初予算の計上による予算不足ということで今回増額補正をさせてもらっています。この高額医療共同事業拠出金につきましては保険料の平準化を図るための事業でありまして、それぞれの保険者が拠出金を拠出して例えば高額医療費でありましたら高額医療費の多いところに負担、支出されるといった事業でありまして、これにつきましては高額医療費の動向に変わってくるものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 同じ33ページの2項、保健事業費、1目、保健事業費の18節、備品購入費ですが、健康教室啓発器具購入費12万円増になっております。誰を対象にして何を買うのか、説明をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員の質問にお答えいたします。これにつきましては国保の被保険者の健康教室の開催をしていくにあたってフードモデル、食べ物のモデルを購入いたします。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それは器具というものののでしょうか。体を使って行うものを器具というふうに認識していたんですが。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 食べ物の模型です。サンプルというか、例えばナスならナスの模型です。

○議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） それは説明の時に使うものですか。教室の時に使う、要は講師が使うものとして認識してよろしいのでしょうか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 健康教室については保健師が保健指導のために使うものであります。あとフードモデルの他に血管模型動脈型モデルというものも購入する予定であります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第8 議案第8号

○議長（相川繁治君） 日程第8、議案第8号、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

○4番（長谷川耿聰君） 38ページの一般管理費の23節、償還金利子及び割引料の道補助金返還金30万7千円について説明をお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 長谷川議員の質問にお答えいたします。道補助金の返還金につきましては平成28年度へき地診療所運営費補助金の返還金であります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから議案第8号、平成29年度村立診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第9、議案第9号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから議案第9号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 議案第10号

○議長（相川繁治君） 日程第10、議案第10号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ

数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 48ページ、3款、1項、地域支援事業費、1目、介護予防・生活支援サービス事業費の13節、委託料、総合事業委託料26万円増になっておりますが、これはどこに委託してどうして増えたのか説明願います。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。総合事業につきましては平成29年度から実施しておりまして、これは社会福祉協議会に委託しているものであります。今回の26万円の増につきましては訪問サービス事業において利用者の増によりまして賃金および燃料費の増が見込まれることから計上するものであります。以上です。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第10号、平成29年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第2号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決しました。

### ◎日程第11 議案第11号

○議長（相川繁治君） 日程第11、議案第11号、平成29年度占冠村歯科診療所特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 52ページ、歳出の1款、1目、一般管理費の需用費、診療室エアコン修繕料の50万円増となっておりますが、修繕料で50万円、新しいものとか修繕なしで買い替えるとなればどのくらいかかるのかお伺いいたします。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。診療室エアコン修繕料につきましては、エアコン2台分の取替修繕ということで計上させていただいております。以上です。

○議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 2台分ということは1台ずつ交互に、年数経てば劣化してくるわけですから修繕したり、もしくは買い替えたりするということですか。

○議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

○保健福祉課長（伊藤俊幸君） 現在2台設置しておりまして、2台を取替えるということであります。

○議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第11号、平成29年度占冠村歯科診療所特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第12 認定第1号

○議長(相川繁治君) 日程第12、認定第1号、平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長(多田淳史君) それでは議案書53ページをお開きください。認定第1号、平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算は、併せて提出した証拠書類とともに監査委員において審査の結果、経理は収支とも適正であることを認める旨の意見報告がありましたのでその意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

記以下の内容についてご説明いたします。

1、平成28年度占冠村歳入歳出決算書、別冊となつてございます。決算書1ページ総括表

から155ページ歯科診療所事業特別会計までとなつてございます。下記に記載の(1)一般会計と(2)から(8)までの7特別会計がございまして。

2、平成28年度占冠村歳入歳出決算に関する説明資料につきましても同じく別冊となつてございます。(1)歳入歳出事項別明細書は、一般会計は9ページから、各特別会計についても77ページから国民健康保険事業特別会計となつており、以降同様に記載されております。

(2)実質収支に関する調書は、一般会計は72ページ、各特別会計につきましても96ページに国民健康保険事業特別会計となつており、以降各特別会計の最後のページに同様に記載されております。なお、一般会計におきましては、繰越明許費、繰越額が計上されております。

(3)財産に関する調書、(4)基金等運用状況調書は別綴りで1冊になつてございます。(5)主要な施策の成果を説明する書類についても別冊となつております。

3、監査委員の意見書については平成29年9月8日付けの文書の写しを別冊で配布しております。

それでは決算書の内容をご説明いたします。決算書1ページの総括表をお開きください。

決算額で申し上げます。一般会計、歳入27億2134万9839円、歳出26億5775万4392円、歳入歳出差引金額6359万5447円。国保会計、歳入1億7857万2595円、歳出1億7576万2477円、歳入歳出差引金額281万118円。診療所会計、歳入8155万759円、歳出7828万681円、歳入歳出差引金額327万78円。簡易水道会計、歳入1億8409万6460円、歳出1億8228万3389円、歳入歳出差引金額181万3071円。下水道会計、歳入9815万7249円、歳出9552万5952円、歳入

歳出差引金額263万1297円。介護会計、歳入9602万3116円、歳出9055万5395円、歳入歳出差引金額546万7721円。後期高齢者医療会計、歳入1697万1792円、歳出1645万1299円、歳入歳出差引金額52万493円。歯科診療所会計、歳入2160万6954円、歳出1980万1707円、歳入歳出差引金額180万5247円。総合計、歳入33億9832万8764円、歳出33億1641万5292円、歳入歳出差引金額8191万3472円でございます。

以上、簡単ですけれども決算認定に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） お諮りします。ただ今議題となっております平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、議長並びに議会選出監査委員の山本敬介君を除く5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成28年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を付与してこれに付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選を行ってください。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時06分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引続き会議

を開きます。

この際、諸般の報告を行います。休憩中の決算特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。

委員長に五十嵐正雄君、副委員長に佐野一紀君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

### ◎日程第13 諮問第1号

○議長（相川繁治君） 日程第13、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書の55ページになります。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。本件は人権擁護委員であります山下由美子氏が平成29年12月31日をもって任期満了となりますことから引き続き同氏を人権議員候補者として推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては次ページのとおりでございます。以上、よろしくお願いたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。ただ今議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。  
したがって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることに決定しました。

#### ◎日程第14 同意案第1号

○議長(相川繁治君) 日程第14、同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書57ページをお願いいたします。同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。本件は固定資産評価審査委員であります久我正志氏が平成29年9月30日をもって任期満了となりますことから引き続き同氏を委員に選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては次ページのとおりであります。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって同意案第1号、固定資産評価審

査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

#### ◎日程第15 同意案第2号

○議長(相川繁治君) 日程第15、同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(田中正治君) 議案書の59ページになります。同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。本件は占冠村教育委員会委員であります藤田重之氏が平成29年9月30日をもって任期満了になりますことから引き続き同氏を委員に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては次ページのとおりであります。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって同意案第2号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

---

### ◎日程第16 同意案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第16、同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題にします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書61ページになります。同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。本件は占冠村教育委員会委員であります森田智恵子氏が平成29年9月30日をもって任期満了になりますことから引き続き同氏を委員に任命いたしたいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の経歴につきましては次ページのとおりであります。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって同意案第3号、占冠村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

---

### ◎日程第17 意見書案第5号から日程第21 意見書案第9号

○議長（相川繁治君） 日程第17、意見書案第5号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件から日程第21、意見書案第9号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書までの件5件を一括議題にします。提案内容の説明を求めます。

意見書案第5号については佐野一紀君。

○7番（佐野一紀君） 意見書案第5号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成29年9月28日提出、提出者、占冠村議会議員、佐野一紀、賛成者、同じく、山本敬介、賛成者、同じく、工藤國忠。読み上げて意見書を提案させていただきます。

適正な地方財政計画の策定を求める意見書。財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は5月29日、『「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた建議』を取りまとめ、地方自治体における基金残高が2015年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、基金残高を地方財政計画へ反映するよう求めました。こうした地方の基金残高をめぐっては、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議でも同様の議論がされ、6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、「地方公共団体の基金について、総務省は、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析する」とされました。

地方自治体では、この間、厳しい財政事情を抱えながら、国を上回る行財政改革を実施するなかで、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化の進行に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきました。加えて、今後は地方版創生

総合戦略の実行、老朽化する公共施設等の適正な管理・維持などにも取り組む必要がありますし、不慮の自然災害などによる歳出増、不況時の歳入減などにも対応が求められています。

地方財政法では健全な財政運営のため年度間調整を要請していますが、財源調達に限りがある地方自治体において各種の基金を活用するのは必然ですし、基金は将来の行政需要に対して各自治体における不断の行財政改革による努力によって積み上げられたものであることを理解すべきです。地方の基金残高が増加していることをもって、これを地方財政計画に反映することは地方を疲弊させるものであり、認められません。

つきましては、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、政府に以下の事項の実現を求めます。

記、1、地方自治体の基金は、2004年度の地方交付税・臨時財政対策債の一般財源の大幅削減による自治体財政危機、自治体にかかわる国の突如的な政策変更、リーマンショックなどの経済環境変動下でも、災害の復旧・復興や住民の福祉向上のために必要な事業に対応できるよう、財政支出の削減等に努めながら積み立てたものであり、これを地方財政計画へ反映しないこと。

裏面をお願いします。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年9月28日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣と記載のとおりであります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第6号については、大谷元江君。

○3番（大谷元江君） 意見書案第6号、教職員の長時間労働是正を求める意見書。この

ことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成29年9月28日提出。提出者、占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、五十嵐正雄。賛成者、同、長谷川耿聰。

教職員の長時間労働是正を求める意見書。

「公立小中学校教員の勤務実態調査」結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が、小学校33.5%、中学校57.6%に達することが明らかになりました。また、連合総研の調査においても、小学校72.9%、中学校86.9%の教員が「過労死レベル」となる超勤を行っている過酷な勤務実態が明らかになりました。文科省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始されました。

長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となります。以上のことから、次の事項について意見します。

記、1、教職員の長時間労働是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うよう国に働きかけること。

裏面をお願いします。2、当面、現行「給特法・条例」下においては、道教委「修学旅行の引率業務に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」における対象業務の拡大や運用の改善など、実効ある超勤解消策を早急に講ずるとともに、長期休業期間中の校外研修の保障など、教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。

3、部活動を社会教育に移行するよう国に働きかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意

見書を提出いたします。平成 29 年 9 月 28 日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長。以上となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第 7 号については、五十嵐正雄君。

○6 番（五十嵐正雄君） 意見書案第 7 号、道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、全ての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成 29 年 9 月 28 日提出。提出者、占冠村議会議員、五十嵐正雄。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、山本敬介。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針（2006 年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40 人学級で 4～8 学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007 年からの 10 年間で、道内の公立高校は統廃合により 42 校減少し、公立高校のない市町村は 50 と増加しました。2018～20 年度の「公立高等学校配置計画案」でも再編・統合により 40 校 42 学級と大規模な削減になっています。

広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨のもと

づき、次の事項について意見します。

記、1、道教委が 2006 年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。

2、高校の学級定員を引き下げること。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に 30 人以下学級とすること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の 5 年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、地域の高校を存続させるため「地域キャンパス校」については、道教委が検討している「2 年連続 20 人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 29 年 9 月 28 日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。意見書提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長。以上です。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（相川繁治君） 意見書案第 8 号については、長谷川耿聰君。

○4 番（長谷川耿聰君） 意見書案第 8 号、「森林環境税」の創設に関する意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出しま

す。平成29年9月28日提出。提出者、占冠村議会議員、長谷川耿聰。賛成者、同じく、佐野一紀。同じく、賛成者、工藤國忠。

「森林環境税」の創設に関する意見書。かいつまんで申し上げたいと思います。我が国の地球温暖化対策については、森林整備が不可欠であります。森林整備には多額な財源が必要であり、この森林整備に必要な財源を確保するために森林環境税の創設を求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年9月28日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先は記載のとおりでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（相川繁治君） 意見書案第9号については、山本敬介君。

○5番（山本敬介君） 意見書案第9号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。このことについて別紙のとおり意見書を提出します。平成29年9月28日提出。提出者、占冠村議会議員、山本敬介。賛成者、同じく、五十嵐正雄。賛成者、同じく、工藤國忠。要約してご説明して提出いたします。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。軽油引取税は、平成21年度の地方税法の改正で課税免除措置が廃止される予定でしたけれども、索道事業者等からの強い要望があり、3年間の延長措置が認められていました。しかし、平成30年3月末でその適用期限を迎えることとなります。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として軽油を使用しております。この免税措置がなくなれば、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されています。

よって、国においては、この索道事業者、

並びに農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことがないように、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年9月28日、北海道勇払郡占冠村議会議員、相川繁治。意見書提出先は記載のとおりであります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから意見書案第5号、適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件を採決します。お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第6号、教職員の長時間労働是正を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第7号、道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高

校教育を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第8号、「森林環境税」の創設に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから意見書案第9号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第22 議員派遣

○議長(相川繁治君) 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布したとおりご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。よって議員派遣の件は、お手元に配布した

とおり決定しました。

---

### ◎日程第23 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長(相川繁治君) 日程第23、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によりお手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時49分

---

### ◎追加日程の決定

○議長(相川繁治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただ今村長から議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第5号についての件から同意案第4号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件がされました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号から同意案第4号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程

第2として議題とすることに決定しました。

若干時間が早いんですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎追加日程第1 議案第12号

○議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第5号についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） 追加でお渡ししました議案の63ページをお開きください。議案第12号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第5号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第5号は10月22日に投開票が予定されています衆議院議員選挙に関わる経費について補正予算を計上するもので、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億8100万円とするものでございます。以下、歳入からご説明申し上げます。

67ページをお願いいたします。14款、3項、委託金において1目、総務費委託金は衆議院議員選挙委託金で350万円の増額。

19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金50万円の増額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。68ページをお願いいたします。2款、4項、選挙費において6目、衆議院議員選挙費は投票管理者等報酬で82万円の増額。職員手当等200万円の増額。臨時雇上賃金等13万2千円の増額、費用弁償及び普通旅費で2万3千円。選挙関係消耗品、燃料費、投票所食糧費、入場

券印刷費等需用費で23万2千円。役務費7万3千円。ポスター掲示場設置撤去委託料40万円。ポスター掲示板リース料18万円。備品購入費14万円の増額でございます。

戻りまして64ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、占冠村一般会計補正予算、第5号についての件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎追加日程第2 同意案第4号

○議長（相川繁治君） 追加日程第2、同意案第4号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

ここで企画商工課長、松永英敬君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（田中正治君） 議案書69ページになります。同意案第4号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについて。下記の者を占冠村副村長に選任したいので地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月28日提出、占冠村長、田中正治。

住所、占冠村字中央。氏名、松永英敬、昭和42年8月5日生。松永氏の経歴については裏面のとおりでございますが、松永氏は占冠村に奉職以来、教育委員会を皮切りに住民課、総務課、村立診療所、企画商工課、現在は企画商工課長として力を発揮され、役場の仕事全般に渡り熟知されております。今後想定されるトマムリゾートとの協議や総合計画の策定、様々な課題解決にあたっては的確に判断し、迅速に対応できる人材であり、今定例会で副村長として選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから同意案第4号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立6人）

○議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって同意案第4号、占冠村副村長の選任につき同意を求めることについての件は

これに同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時09分

---

### ◎副村長就任挨拶

○議長（相川繁治君） 松永副村長よりご挨拶があります。

○副村長（松永英敬君） ただいま副村長に選任されました松永でございます。議員の皆様には副村長の選任のご同意をいただき改めてお礼を申し上げます。私事、平成2年に役場に奉職し、現在に至るまでの27年6か月あまり村民の皆様にお力添えをいただきながら行政の一員として仕事をしてまいりましたが、この度副村長という大役を仰せつかり、その重責に身の引き締まる思いでございます。

副村長の責務は村長を補佐し、職務を代理する役割を担うと共に、事務を監督する責任があり、これまで以上に自己研鑽と自助努力が求められる立場にあると考えております。前任の副村長を初め、諸先輩の皆様方から見れば行政経験が十分ではありませんが、私自身が職員と一緒に考えて考え、行動し、その中で自分らしさを発揮し、その職務を果たしてまいりたいと考えております。

田中村長が所信表明の中で申し上げた占冠村が向かう方向を村民の皆様と共に考えていきたいとの姿勢は、まさにむらびと条例の基本理念である村民主体の協働の村づくりの表れであり、村民の皆様が村に愛着を持ち、住み続けたいと思える村づくりに私も微力ながら全力で取り組む決意であります。最後になりますが、議員の皆様にはこれまでも増してご助言、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、一言ご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

再開 午後1時12分

○議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き、  
会議を開きます。

---

#### ◎閉会の議決

○議長（相川繁治君） お諮りします。以上  
をもって、本定例会に付議された案件はすべ  
て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により  
本日で閉会したいと思います。ご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会する  
ことに決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長（相川繁治君） これで、本日の会議  
を閉じます。平成29年第5回占冠村議会定例  
会を閉会します。

閉会 午後1時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 10月 20日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 大 谷 元 江

占冠村議会議員 長谷川 耿 聰